

# 公共用地の取得にあたっての留意事項について

平成2年12月28日用地第2006号  
土木部長通知

平成2年埼玉県議会12月定例会において、事業用地として買収した土地に、産業廃棄物が埋設されていたことに関して、質問があり、別添の答弁を行った。

答弁の趣旨を踏まえ、用地の買収などに当たっては、当分の間、次の点について十分留意されたい。

- 1 計画段階から必要に応じて産業廃棄物の埋設の有無について調査を行い、方線などを検討すること。
- 2 産業廃棄物が埋設されているが、前後の状況等から避けられない場合は、土地売買の契約締結前に、次のようなことを行ったうえ、契約を締結するものとする。
  - (1) 昭和46年9月24日に施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行以降のものについては、用地の買収に先立ち、監督官庁等（環境部等）と連絡をとり、適切な措置を行う。
  - (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行以前のものについては、投棄者や地権者とその処理費用や用地価格（減価）などについて交渉する。
- 3 産業廃棄物の埋設の有無の確認方法として、次のような方法によること。
  - (1) 監督官庁等（環境部等）から情報を収集する。
  - (2) 市町村や地権者等から聞き取り調査を行う。
  - (3) 工場跡地の取得に当たっては、前歴調査を行う。
  - (4) その他適切な方法により行う。

なお、今後、適切な対応策を講じるため打合せ検討会を開催する予定である。

別添……略